

部分払いの基準

業務内容	履行予定月(期限)	数量	単位	単価

- * 単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
- * 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

委託代金額	
(概算金額) (¥)	
内訳	業務価格 (¥)
	消費税及び地方消費税相当額 ¥

委 託 業 務 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
扶養親族等申告書お知らせリーフレット	17,900	部			
扶養親族等申告書送付用封筒	17,900	部			
返信用封筒	17,900	部			
扶養親族等申告書他の封入封緘(概算)	(17,900)	部			
小 計				()	
消費税					
合 計				()	

扶養親族等申告書お知らせリーフレット（手引き）及び封筒作成等委託業務仕様書

1 委託業務内容

(1) 「扶養親族等申告書お知らせリーフレット（手引き）」の作成（データ作成あり）

- ア 数量 17,900 部
- イ 仕様 展開 A3 サイズの二つ折り（14 ページ、両面 1 枚紙挟み込み）
カラー印刷 4 色刷
素材はコート紙 菊判 50.5kg ベースか同程度のもの
三つ折り「令和 8 年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き」記載面が表になるように折り込む（長 3 号の封筒に入る大きさ）
- ウ 印刷原稿 委託者がエクセル形式で作成したものを提供

(2) 扶養親族等申告書送付用封筒の作成（データ作成あり）（別添 1 見本あり）

- ア 数量 17,900 枚
- イ 仕様 別製 洋長 3 外カマス K カラー オレンジ 85 g
グラシン窓 アドヘア（又は、アラビア）付 ベロ折り
窓 90mm×55mm 幅 235mm 高さ 120mm ベロ 30mm
両面白黒印刷

(3) 返信用封筒の作成（データ作成あり）（別添 2 見本あり）

- ア 数量 17,900 枚
- イ 仕様 長 3 号 角バリ 見えないグリーン 80 g 三つ折り加工
両面白黒印刷 口糊・テープ糊なし

(4) 扶養親族等申告書他の封入封緘作業

- ア 数量 17,900 部（概算数量）
- イ 仕様 A3 サイズ
- ウ 封入物の引き渡し 宛名等を印字した扶養親族等申告書を、令和 7 年 10 月 3 日（金）（予定）に横浜市職員共済組合年金係にて引渡し
- エ 作業内容 扶養親族等申告書と上記（1）リーフレット（手引き）（3）返信用封筒を、（2）の封筒に扶養親族等申告書に印字された宛名が封筒の窓部分から見えるように、封入封緘する。

2 納品について

(1) 納品日 令和 7 年 10 月 14 日（火）、15 日（水）、16 日（木）

(2) 納入場所 横浜港郵便局（横浜市中区日本大通 5-3）

(3) 納品時の注意

- ア 納品物を 3 分割し、納品日にそれぞれ納入場所に搬入すること
- イ 年金証書番号順に並べて、納品した箱に番号を表記すること
- ウ 納品時に成果品数を報告すること
- エ 扶養親族等申告書の破損・汚損があった場合、内訳を報告し納品すること
- オ リーフレット（手引き）、返信用封筒、送付用封筒それぞれの残部は横浜市職員共済組合へ納品すること

3 支払について

「1 委託業務内容」のうち、「(4) 扶養親族等申告書他の封入封緘作業」については、実際の封入件数に応じた支払額とする。

4 個人情報等の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いについては、関係法令及び横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程に十分留意し、漏えい、消失、き損の防止、その他適切な対応に努め、受託者は個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、従事者に対し、個人情報保護に関する教育を計画・実施し、その内容を委託者に報告しなければならない。
- (3) 本契約により知り得た個人情報については、契約期間終了後も本項(1)の規定により適切に管理しなければならない。

5 その他

- (1) 1 (1)～(3)について、簡易校正は最大3回とする。
- (2) 軽微な修正に関しては本契約に含むものとする。
例 封筒等の印字文言の訂正
- (3) 仕様書に定めのない事項及び業務実施上疑義が生じた場合、受託者は、横浜市職員共済組合委託契約約款及び横浜市職員共済組合個人情報取扱特記事項に定めるところによる他、委託者と協議の上、誠実に対処すること。

重要

- ・宛先の氏名等がご自身と異なる場合は
開封せずにお近くの郵便局にお問い合わせください。
- ・新型コロナウイルス感染予防のため、
窓口への来庁はお控えください。



横浜市職員共済組合

〒231-8315 横浜市中区本町 6-50-1
横浜アイランドタワー17F
045-264-9630 ※扶養親族等申告書専用ダイヤルです。

料金後納
郵便

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

開催期間 2027年3月19日～2027年9月26日

開催場所 旧上瀬谷通信施設 (神奈川県横浜市)

2318315

お手数ですが
110円分の
切手をお貼り
ください

横浜市中区本町6-50-1

横浜アイランドタワー17F

横浜市職員共済組合

年金係（扶養親族等申告書担当） 行

差出人	
氏名	住所
	〒 -

提出前に必ずご確認ください!!

- ☐ 提出が不要な場合があります。
手引きの2ページをご確認ください。
- ☐ 記載漏れはありませんか？
- ☐ 110円切手は貼りましたか？

※ 提出したかどうかについてのお問い合わせには
対応できません。申告書が「横浜市職員共済
組合年金係」に到着したことを確認したい方は
「特定記録郵便」「簡易書留」等によりご提出
ください。

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただ

し、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成30年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、又は認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないとき、又は認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。
- (設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。
- (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
- (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
- (1) 第1項第1号に該当し、委託者が行う。
設計図書を訂正する場合
- (2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。
- (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの 委託者と受託者とが協議して行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合

において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者

の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったと

きは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。
- （一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良

な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不

適合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は

その権利を担保に供したとき。

- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わな

かったとき。

- (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えたときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があつたときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与

品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第 委託者が定める。

第36条又は第36条の
2の規定に基づく
とき。

(2) 解除が第38条、第 受託者が委託者の意見を
39条、第40条又は第 聴いて定める。
42条の規定に基づく
とき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規

定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相應する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受

託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期

間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、横浜市職員共済組合が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第 1 条 横浜市職員共済組合（以下「委託者」という。）がこの契約において個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、「横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程」（最近改正令和6年1月10日）、その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例」を含む。以下同じ。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第 2 条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第 1 項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前 2 項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第 2 項及び第 3 項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第 3 条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 4 条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第 5 条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第 6 条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第 7 条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき「横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程」その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市職員共済組合理事長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市職員共済組合理事長に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市職員共済組合理事長

横浜市職員共済組合の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程、その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程、その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市職員共済組合理事長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

個人情報取扱特記事項第12条の規定に従い、横浜市職員共済組合の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市職員共済組合の個人情報保護に関する規程、その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書（様式1）（全 枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程

制 定 令和元年 5 月 15 日

最近改正 令和 6 年 1 月 10 日

目次

第 1 章	総則
第 2 章	個人情報の管理体制
第 3 章	個人情報の取得等
第 4 章	個人情報の管理
第 5 章	個人情報の第三者提供
第 6 章	保有個人データの開示等
第 7 章	苦情処理
第 8 章	仮名加工情報の作成等
第 9 章	匿名加工情報の作成等
第 10 章	その他
附則	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）が管理する個人情報の保護及び適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、組合の行う事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。第 7 条第 2 項及び第 23 条第 1 項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）第 1 条に定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることによ

り、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして令第2条各号のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）が含まれる個人情報をいう。

(4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 仮名加工情報 次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(6) 匿名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(7) 個人関連情報 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(8) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして令第4条第1項各号のいずれにも該当するものを除く。）をいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第4条第2項で定めるもの

(9) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(10) 保有個人データ 組合が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるものの以外のものをいう。

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(11) 学術研究機関等 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第2章 個人情報の管理体制

(個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者)

第3条 個人情報の安全管理のため、組合に個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者を置く。

第3章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第4条 組合は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程実施細則（以下「規程細則」という。）で定めるところにより特定しなければならない。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第5条の2 組合は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第6条 組合は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報に、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第6条で定める者により公開されている場合
- (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして規程細則に定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

- 第7条 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人情報の管理

（データ内容の正確性の確保等）

- 第8条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（職員等の責務）

- 第9条 次に掲げる者（以下「職員等」という。）は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (1) 組合役員若しくは職員又は役員であった者若しくは職員であった者
 - (2) 第13条第1項に規定する委託先に従事する者又は従事していた者
 - (3) 第13条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者
- 2 職員等は、この規程の定めるところに従い、適正な個人情報の管理に努めなければならない。

（安全管理措置）

第10条 組合は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員等の監督)

第11条 組合は、職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育・訓練の実施)

第12条 組合は、職員等の知識・技能の習得及び個人情報の保護に対する職業倫理の向上のため、職員等に職責、経験等を考慮した教育・訓練を行うものとする。

(委託先の監督)

第13条 組合は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を委託先とし、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

2 組合は、個人情報の取扱いを派遣協定等により派遣された職員等に行わせる場合には、個人情報の適切な取扱いに関する事項を当該派遣協定書に明記するものとする。

3 組合は、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事態発生時の対応)

第14条 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態の発生又はその兆候を察知した者は、直ちに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定により、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態の兆候の連絡を受けた場合には、発生を事前に防ぐための必要な措置を講じるものとする。

3 個人情報保護管理者は、第1項の規定により、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態の発生の連絡を受けた場合には、速やかに事態の経緯及び被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じるとともに、規程細則で定めるところにより、当該事態の状況等について理事長に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告のうち、長期給付に関する事項については、全国市町村職員共済組合連合会にも併せて報告しなければならない。

(個人情報の漏えい等の報告等)

第14条の2 理事長は、前条の報告により、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規程細則で定めるものが生じたときは、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、法第150条第1項の規定により、法第26条第1項、第146条第1項、第162条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第99条、第101条、第103条、第105条、第106条、第108条及び第109条、法第163条並びに第164条の規定による権限が総務大臣に委任された場合は、総務大臣の指示に基づいて行うものとする。

2 前項に規定する場合には、本人に対し、規程細則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第5章 個人情報の第三者提供

(第三者提供の制限)

第15条 組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（本人への通知等により第三者に提供できる場合）

第16条 組合は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第6条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは組合以外の法第16条第2項で規定する個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 組合の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして、規程細則に定める事項

2 組合は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、規程細則で定めるところにより本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

（第三者提供に該当しない場合）

第17条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前2条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 組合が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による業務の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア 共同して利用する旨

イ 共同して利用される個人データの項目

ウ 共同して利用する者の範囲

エ 利用する者の利用目的

オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所

カ 組合の代表者の氏名

- 2 組合は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は組合の代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第18条 組合は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第20条の2第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として規則第15条第1項で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、第15条各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 組合は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 組合は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、規程細則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第19条 組合は、個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第20条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、規程細則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の規程細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条各号又は第17条第1項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第15条各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 組合は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規程細則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第20条 組合は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規程細則で定める方法により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条各号又は第17条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、組合が同項の規定による確認を行う場合において、組合に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 組合は、第1項の規定による確認を行ったときは、規程細則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の規程細則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 組合は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規程細則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第20条の2 組合(個人関連情報データベース等(個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第8条で定めるものをいう。以下この項において同じ。))を事業の用に供している場合に限る。以下この条において同じ。)は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第15条各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ規程細則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が組合から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第18条第3項の規定は、前項の規定により組合が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により組合が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第6章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表)

第21条 組合は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- (1) 組合の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
- (3) 次条第1項の規定による求め又は第23条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続
- (4) 第29条第2項の規定による手数料の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として規程細則で定めるもの

(保有個人データの利用目的の通知)

第22条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(開示)

第23条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の規程細則で定める方法による開示を請求することができる。

- 2 組合は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合
- 3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第19条第1項及び第20条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして規程細則で定めるものを除く。）について準用する。
- 6 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の開示に当たっては、診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領に定めるところによる。

（訂正等）

- 第24条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。
- 2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

- 第25条 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第5条の2の規定に違反して取り扱われているとき、又は第6条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。
- 2 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 3 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データが第15条又は第18条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
 - 4 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 5 本人は、組合に対し、当該本人が識別される保有個人データを組合が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第14条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 組合は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- (1) 第1項又は第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたとき。
 - (2) 第3項又は第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき。

(理由の説明)

第26条 組合は、第22条第2項、第23条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第24条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等方法)

第27条 第22条第1項の規定による求め又は第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。第29条第1項及び第30条において同じ。）、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下この条及び次条において「開示等の請求等」という。）を行う者（以下この条及び次条において「開示等の請求等を行う者」という。）は、規程細則で定める方法により請求（申出）書（以下この条及び次条において「開示等請求（申出）書」という。）を組合に提出しなければならない。

- 2 開示等の請求等を行う者は、規程細則で定めるところにより、当該開示等の請求等を行う者が本人又は第4項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が真正であることを証明する書類を開示等請求（申出）書に添えて提出し、又は提示しなければならない。
- 3 組合は、提出された開示等請求（申出）書に不備があると認めるときは、当該開示等の請求等を行う者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。
- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

(開示等の請求等に対する決定通知)

第28条 組合は、開示等の請求等を行う者に対し、開示等請求（申出）書の提出があった日から30日以内に当該請求等に係る決定を行い、その結果を規程細則で定める方法により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内（事務処理に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内）に限り延長することができる。この場合において、組合は、開示等の請求等を行う者に対し、延長後の期間及び延長の理由を規程細則で定める方法により通知するものとする。

(手数料)

第29条 組合は、第22条第1項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第23条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において規程細則で定めるものとする。

(事前の請求)

第30条 本人は、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、組合に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、組合がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

第7章 苦情処理

(苦情処理)

第31条 組合は、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、当該苦情に係る事情を調査し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

第8章 仮名加工情報の作成等

(仮名加工情報の作成等)

第32条 組合は、仮名加工情報（仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第6条で定めるものを構成するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 組合は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 組合は、第5条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第4条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第7条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 組合は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第8条の規定は、適用しない。

6 組合は、第15条、第16条第1項及び第18条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第17条第1項中「前2条」とあるのは「第32条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が

容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第2項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第19条第1項ただし書中「第15条各号又は第17条第1項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第15条各号のいずれか）」及び第20条第1項ただし書中「第15条各号又は第17条第1項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第17条第1項各号のいずれか」とする。

- 7 組合は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 組合は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第4条第2項、第14条、第14条の2及び第21条から第30条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

- 第33条 組合は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第17条第1項及び第2項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第1項中「前2条」とあるのは「第33条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第2項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と読み替えるものとする。
 - 3 第10条、第11条、第13条、第31条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第10条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第9章 匿名加工情報の作成等

（匿名加工情報の作成等）

- 第34条 組合は、匿名加工情報（匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第7条で定めるものを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
- 2 組合は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして規程細則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 3 組合は、匿名加工情報を作成したときは、規程細則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
 - 4 組合は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、規程細則で定める方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
 - 5 組合は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工

情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 6 組合は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供）

第35条 組合は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、規程細則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

（識別行為の禁止）

第36条 組合は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項若しくは第116条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第37条 組合は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第10章 その他

（補則）

第38条 組合が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規程に定めるもののほか、法その他の関連する法令等の定めるところによる。

- 2 この規程に定めるもののほか、組合における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（見直し）

第39条 組合は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すものとする。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月10日から施行する。

横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程実施細則

制 定 令和元年 5 月 15 日

最近改正 令和 6 年 12 月 2 日

（目的）

第 1 条 この細則は横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）が取り扱う個人情報を保護するため必要な事項を定めることを目的とする。

（個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者）

第 2 条 規程第 3 条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 個人情報保護管理者 事務局長
- (2) 個人情報保護管理補助者 職員共済課長及び医療福祉課長

（個人情報保護管理者の責務）

第 3 条 個人情報保護管理者は、組合における個人情報の保護に関する総合的な管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理補助者を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ理事長に報告する。

（個人情報保護管理補助者の責務）

第 4 条 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の保護に関する管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理補助者は、個人情報保護管理者を補佐し、その所管する部署の個人情報を取り扱う職員等を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ個人情報保護管理者に報告する。

（個人データの利用目的の特定）

第 5 条 規程第 4 条第 1 項に規定する利用目的（規程第 21 条第 2 号に規定する全ての保有個人データの利用目的を含む。）は、別紙 1 のとおりとする。

（個人情報の取扱い）

第 6 条 個人情報の保管、移送、廃棄等を行う場合は、記録を作成することとし、常にその所在を明らかにしておくものとする。

- 2 個人情報を保管する場合は、鍵の掛かる保管庫に保管するものとする。
- 3 個人情報を保管する事務所等は、入退室管理を行うものとする。

(規程第6条第2項の規程細則で定める場合)

第6条の2 規程第6条第2項第6号の規程細則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (2) 規程第17条第1項各号(規程第32条第6項の規定により読み替えて適用する場合及び規程第33条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(委託)

第7条 規程第13条第1項の規定により委託契約書等に明記する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写・複製の禁止
- (4) 第三者提供の禁止
- (5) 再委託における条件
- (6) 個人情報の授受の方法及び保管方法
- (7) 個人情報の管理責任者
- (8) 作業場所
- (9) 個人情報の管理状況に関する報告の義務
- (10) 事故等の発生時における報告の義務
- (11) 委託処理終了後の個人情報の返還、消去又は廃棄
- (12) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償
- (13) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(事態発生時の対応)

第8条 規程第14条第3項の規定により個人情報保護管理者が理事長に報告する場合は、別紙2様式第1号による事態報告書により行うものとする。

2 規程第14条第4項の規定により個人情報保護管理者が全国市町村職員共済組合連合会に報告する場合は、別紙2様式第2号による報告書により行うものとする。

(個人情報保護委員会に報告すべき事態)

第8条の2 規程第14条の2第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規程細則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、

又は発生したおそれがある事態

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(個人情報保護委員会への報告)

第8条の3 規程第14条の2第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
 - (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - (4) 原因
 - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 2 前項の場合において、組合は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあつては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 3 規程第14条の2第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）様式第1により報告書を提出する方法）
 - (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第150条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 規則様式第1により報告書を提出する方法（当該総務大臣が別に定める場合にあつては、その方法）

(本人に対する通知)

第8条の4 組合は、規程第14条の2第2項の規定による通知をする場合には、第8条の2各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければ

ばならない。

(第三者提供に係る事前の通知等)

第8条の5 規程第16条第1項又は第2項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

(1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人(次号において「本人」という。)が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

(2) 本人が規程第16条第1項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 規程第16条第1項又は第2項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法

(2) 規則様式第2(規程第16条第2項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、規則様式第3による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。))を提出する方法

3 組合が、代理人によって規程第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う場合には、別紙2様式第5号によるその権限を証する書面(電磁的記録を含む。第8条の7第1項、第8条の8第2項及び第13条の6を除き、以下同じ。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

4 規程第16条第1項第8号の規程細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第三者に提供される個人データの更新の方法

(2) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

(第三者提供に係る公表)

第8条の6 組合は、規程第16条第1項の規定による届出をし、法第27条第4項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

(1) 規程第16条第1項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項

(2) 規程第16条第2項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第1項各号に掲げる事項

(3) 規程第16条第2項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第8条の7 規程第18条第2項又は規程第20条の2第1項第2号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 規程第18条第2項又は規程第20条の2第1項第2号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項に

ついて行うものとする。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、組合は、規程第18条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第1号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第2号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

(1) 前項第1号に定める事項が特定できない旨及びその理由

(2) 前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第2項の規定にかかわらず、組合は、規程第18条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第8条の8 規程第18条第3項（規程第20条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（規程第20条の2第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

2 規程第18条第3項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 規程第18条第3項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

(1) 当該第三者による規程第18条第1項に規定する体制の整備の方法

(2) 当該第三者が実施する相当措置の概要

(3) 第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法

(4) 当該外国の名称

(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

(6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

(7) 前号の支障に関して第1項第2号の規定により組合が講ずる措置の概要

- 4 組合は、規程第18条第3項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 5 組合は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第9条 規程第19条第1項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

- 2 規程第19条第1項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第11条から第12条の2まで、第13条の3及び第13条の4において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（規程第16条第1項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、規程第15条又は規程第18条第1項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規程第19条第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

第9条の2 規程第19条第1項の規程細則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 規程第16条第1項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のアからエまでに掲げる事項

ア 当該個人データを提供した年月日

イ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第13条の4第1項第3号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ウ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

エ 当該個人データの項目

- (2) 規程第15条又は規程第18条第1項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のア及びイに掲げる事項

ア 規程第15条又は規程第18条第1項の本人の同意を得ている旨

イ 前号イからエまでに掲げる事項

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規程第19条第1項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供に係る記録の保存期間)

第10条 規程第19条第2項の規程細則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第9条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
- (2) 第9条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
- (3) 前2号以外の場合 3年

(第三者提供を受ける際の確認)

第11条 規程第20条第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

- 2 規程第20条第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前2項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る規程第20条第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成)

第12条 規程第20条第3項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

- 2 規程第20条第3項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(規程第16条第1項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規程第20条第3項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

第12条の2 規程第20条第3項の規程細則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者（次号及び第4号において同じ。）から規程第16条第1項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のアからオまでに掲げる事項

ア 個人データの提供を受けた年月日

イ 規程第20条第1項各号に掲げる事項

ウ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

エ 当該個人データの項目

オ 法第27条第4項の規定により公表されている旨

(2) 個人情報取扱事業者から規程第15条又は規程第18条第1項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のア及びイに掲げる事項

ア 規程第15条又は規程第18条第1項の本人の同意を得ている旨

イ 前号イからエまでに掲げる事項

(3) 法第16条第7項に規定する個人関連情報取扱事業者から法第31条第1項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のアからエまでに掲げる事項

ア 法第31条第1項第1号の本人の同意が得られている旨

イ 規程第20条第1項第1号に掲げる事項

ウ 第1号ウに掲げる事項

エ 当該個人関連情報の項目

(4) 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第1号イからエまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規程第20条第3項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

第13条 規程第20条第4項の規程細則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間

(2) 第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前2号以外の場合 3年

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認）

第13条の2 規程第20条の2第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 規程第20条の2第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前2項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る規程第20条の2第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成）

第13条の3 規程第20条の2第3項において読み替えて準用する規程第20条第3項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

- 2 規程第20条の2第3項において読み替えて準用する規程第20条第3項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、規程第20条の2第1項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規程第20条の2第3項において読み替えて準用する規程第20条第3項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項）

第13条の4 規程第20条の2第3項において読み替えて準用する規程第20条第3項の規程細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規程第20条の2第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- (2) 個人関連情報を提供した年月日（前条第2項ただし書の規定により、規程第20条の2第3項において読み替えて準用する規程第20条第3項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日）
- (3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 当該個人関連情報の項目
- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規程第20条の2第3項において読み替えて準用する規程第20条第3項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、規程第20条の2第3項において読み替えて準用する規程第20条第3項の当該事項の記録を省略することができる。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間）

第13条の5 規程第20条の2第3項において準用する規程第20条第4項の規程細則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第13条の3第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連

情報の提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

(2) 第13条の3第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前2号以外の場合 3年

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第13条の6 規程第21条第5号の規程細則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 規程第10条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

(2) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(本人が請求することができる開示の方法)

第13条の7 規程第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規程細則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他組合の定める方法とする。

(第三者提供記録から除外されるもの)

第13条の8 規程第23条第5項の規程細則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(開示等の請求等方法)

第14条 規程第27条第1項の規程細則で定める方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 規程第27条第1項に規定する開示等の請求等を行う者（以下この条及び次条において同じ。）は、理事長に対して、別紙2様式第3号による個人情報開示等請求（申出）書を提出するものとする。

(2) 開示等の請求等を行う者が代理人である場合の委任状の様式は、別紙2様式第4号とする。

(本人等の確認)

第15条 規程第27条第2項の規程細則で定める本人又は同条第4項に規定する代理人であることの確認は、次のとおり行うものとする。

(1) 本人が申請する場合

ア 次に掲げる書類のうちいずれか1点（開示等の請求等をする日において、有効期限を経過していないものに限る。）

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、年金手帳（基礎年金番号通知書）、児童扶養手当証書、資格確認書等

イ 写しの送付による開示等の請求等の場合、アに掲げる書類の写しのほか、開示等の請求等を行う者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

ウ 婚姻等により、開示等の請求等を行った時の氏名が請求等の内容の氏名と異なる場合、旧姓等が確認できる書類

エ アからウまでに定める書類を保持していない等やむを得ない場合、理事長が認めた書類

(2) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人が申請する場合

ア 代理人本人であることの確認

第1号に掲げる書類

イ 規程第2条第4号に規定する本人が未成年者又は成年被後見人であること及び開示等の請求等を行う者が当該本人の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認

次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示

- ① 戸籍謄本又は戸籍抄本
- ② 住民票の写し
- ③ 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）による。）
- ④ 家庭裁判所の証明書
- ⑤ その他法定代理関係を確認し得る書類

(3) 開示等の請求等をするにつき本人から委任を受けた代理人が申請する場合

ア 代理人本人であることの確認 第1号に掲げる書類

イ 開示等の請求等を行う者が規程第2条第4号に規定する本人が委任した代理人であることの確認 前条第2号による本人の署名及び押印が付された委任状（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）及び当該委任状に押印された印の印鑑登録証明書（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

（開示等の請求等に対する決定等通知）

第16条 規程第28条第1項の規程細則で定める方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 規程第22条第1項の規定による本人からの求めに対し、利用目的を通知する場合は、別紙2様式第8号による個人情報の利用目的通知書により行うものとする。

(2) 規程第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、規程第24条第1項又は規程第

25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下次号及び第4号において「開示等請求」という。）に対し、全部について開示等の決定を行う場合は、別紙2様式第6号による個人情報開示等決定通知書により行うものとする。

(3) 開示等請求に対し、一部について開示等の決定を行う場合は、別紙2様式第7号による個人情報部分開示等決定通知書により行うものとする。

(4) 開示等請求に対し、全部について開示等しない決定を行う場合は、別紙2様式第8号による個人情報非開示等決定通知書により行うものとする。

(5) 規程第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による請求に対し、当該請求に係る保有個人データが存在しない場合は、別紙2様式第9号による個人情報不存在決定通知書により行うものとする。

2 規程第28条第2項の規程細則で定める方法は、別紙2様式第10号による個人情報開示等決定延期通知書により行うものとする。

（問合せ窓口）

第17条 規程第27条の規定による開示等の請求等及び規程第31条の規定による苦情の申出に係る問合せ窓口は、次のとおりとする。

短期給付に関すること	医療福祉課医療給付係
年金に関すること	職員共済課年金係
福祉事業に関すること	医療福祉課福祉事業係
上記以外に関すること	職員共済課庶務係

（手数料）

第18条 規程第29条第2項の規程細則で定める手数料の額は次のとおりとする。

- (1) 写しの作成に要する費用 実費額（ただし、当分の間はこれを徴収しない。）
- (2) 送付に要する費用 実費額（実費相当額を郵便切手により徴収する。）

（仮名加工情報の作成の方法に関する基準）

第19条 規程第32条第1項の規程細則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(削除情報等に係る安全管理措置の基準)

第19条の2 規程第32条第2項の規程細則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 規程第32条第2項に規定する削除情報等（同条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第20条 規程第34条第1項の規程細則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に組合において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(加工方法等情報に係る安全管理措置の基準)

第21条 規程第34条第2項の規程細則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに規程第34条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

- (3) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(匿名加工情報の作成時における公表)

第22条 規程第34条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、組合ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第23条 規程第34条第4項の規定による公表は、組合ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 規程第34条第4項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第24条 前条第1項の規定は、規程第35条の規定による公表について準用する。

- 2 前条第2項の規定は、規程第35条の規定による明示について準用する。

(補則)

第25条 この細則に定めるもののほか、組合における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程の施行の日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 共済組合員証(遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証及び任意継続組合員証を含む。)、健康保険被保険者証(遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証を含む。)、国民健康保険被保険者証並びに後期高齢者医療保険被保険者証は、当該証の有効期限までは、第15条第1号アに規定する書類とする。

別紙 1（規程細則第 5 条関係）

横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）が行う地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定に基づく短期給付、長期給付及び福祉事業を実施するに当たり、組合員及びその被扶養者並びに年金受給者等から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりとする。

	組合の内部利用に係る事例	他の個人情報取扱事業者等への情報提供を伴う事例	保有個人データの内容
組合員等資格 調定業務	資格・調定業務関連 ・組合員の資格の得喪・異動管理、被扶養者の認定・取消管理及び資格確認書の交付、調定計算及び月例報告書・納付書等の作成等	・再就職時の組合員原票に関する情報の再就職先への提供 ・国民年金第 3 号被保険者に関する情報の日本年金機構への提供 ・資格確認書の交付のために必要な情報の委託先への提供 ・申告書等のデータ化のために必要な個人情報の委託先への提供	組合員台帳情報（氏名、性別、生年月日、組合員等記号・番号、給料記録番号、基礎年金番号、住所、個人番号、育休免除有無等）、異動記録情報（異動年月日、異動事由、組合員種別、給料月額、期末手当等の額）、被扶養者台帳情報（氏名、生年月日、性別、個人番号、認定事由、基礎年金番号、障害等級・号、家族種別、別居区分、扶養手当有無）、資格確認書交付情報 産前産後休業掛け金免除情報・及び子の出生日 育児休業掛け金免除情報（氏名、性別、生年月日、育休期間、掛金免除期間等）、任継掛金収納情報（氏名、生年月日、退職年月日、任継資格取得日、住所等）
短期給付事業	(1) 短期給付（附加給付を含む）関連 ・レセプト、療養費、各種現金給付の審査・給付金計算・支払及び医療統計等 ・条例による医療費公費助成との調整 ・医療費及び給付金送金の通知（被扶養者分を含めて組合員に通知） (2) 診療報酬の審査・支払関連 ・診療報酬明細書（レセプト）等の資格及び内容の点検 (3) 短期給付財政安定化関連 ・医療費分析、疾病分析	・高額療養費及び一部負担金払戻金等の自動払いに係るパンチ入力のために必要な情報の委託先への提供 ・海外療養費に係る翻訳のために必要な情報の委託先への提供 ・第三者行為に係る求償のために必要な情報の損保会社等への提供 ・高額医療交付金、育児・介護休業手当金交付金、災害給付資金交付金等の共同事業のために必要な情報の全国市町村職員共済組合連合会への提供 ・給付金の送金事務のために必要な情報の送金委託金融機関への提供 ・レセプトデータの内容点検・審査のために必要な情報の委託先への提供 ・レセプトデータの電算処理に係るパンチ入力のために必要な情報の委託先への提供	レセプト情報（氏名、性別、生年月日、初診年月日、診療日数、入院年月日、医療費総額等）、保健給付情報、休業給付情報、災害給付情報、給付金送金情報

	組合の内部利用に係る事例	他の個人情報取扱事業者等への情報提供を伴う事例	保有個人データの内容
		・社会保険診療報酬支払基金へレセプトの返戻 ・医療費通知に必要な情報の委託先への提供 ・ジェネリック医薬品軽減額通知のために必要な情報の委託先への提供 ・柔道整復施術療養費支給申請書等の内容点検等のために必要な情報の委託先への提供	
長期給付事業 (1)年金給付関連	年金給付関連 ・年金の決定、年金の改定、年金からの各種控除、年金の支給、年金の停止、年金の失権、年金相談、各種帳票の作成、諸統計・集計表の作成に係る事務	・連合会が年金の決定、年金の改定、年金からの各種控除、年金の支給、年金の停止、年金の失権、年金相談、各種帳票の作成、諸統計・集計表の作成の際に必要な情報の提供 ・年金の併給調整に関する情報の対象保険者への提供 ・障害認定に必要な情報の全国市町村職員共済組合連合会への提供 ・年金受給権者の再就職時の組合員原票に関する情報の再就職先への提供 ・年金相談に必要な年金の決定等に関する情報の所属機関への提供	基本項目（受給権者氏名、続柄、性別、生年月日、住所、個人番号、電話番号、年金証書記号番号、基礎年金番号、雇用保険被保険者番号、給料記録番号、異動年月日、金融機関情報等）、支給実績情報、停止情報、年金額情報、被扶養者等情報、組合員期間等信息、併給調整等信息、受給権者情報属性情報、扶養控除情報、既給一時金等信息、給料情報
(2)給料記録関連			基本項目（氏名、性別、生年月日、当初資格取得年月日、最終退職年月日、組合員等記号・番号、年金証書記録番号、基礎年金番号、遺族の生年月日、年金種別、障害認定日、退職改定年月日、受給権発生年月日等）、給料記録情報、組合員期間等信息
(3)基礎年金番号事務処理関連			現職者情報（氏名、性別、生年月日、住所、基礎年金番号、給料記録番号、現職者記録番号、組合員期間等信息、被扶養者情報） 年金受給権者情報（氏名、性別、生年月日、住所、基礎年金番号、年金証書記号番号、組合員期間等信息、元組合員情報、年金種別情報、年金給付情報等）
(4)所得制限事務処理関連			氏名、性別、生年月日、年金種別、基礎年金番号、年金証書記号番号、給与情報、賞与信息
(5)介護保険料等特別徴収関連			氏名、性別、生年月日、住所、基礎年金番号、年金証書記号番号、徴収情報
(6)住民基本台帳			氏名、性別、生年月日、住所、年金証書記号番号、

	組合の内部利用に係る事例	他の個人情報取扱事業者等への情報提供を伴う事例	保有個人データの内容
ネットワーク利用関連 (7)年金相談関連			住民票コード、年金種別、生存状況 老齢給付に関する基本情報（氏名、性別、生年月日、退職事由、退職予定年月日、給料情報等）、障害給付に関する基本情報（障害初診日、障害認定日、障害等級、給料情報等）、遺族給付に関する基本情報（退職事由、退職年月日、給料情報等）、組合員期間等情報、一時金等情報、みなし給料等情報、被扶養者情報（氏名、性別、生年月日、続柄等）
福 祉 事 業 (1)保健事業関連	(1) 保健事業関連 - 各種健診及び検診の実施（又は利用助成）に係る業務 - 保健指導、健康相談に係る業務 - 宿泊施設等の利用助成に係る業務 - データヘルス計画の策定業務 - データヘルス計画に係る保健事業の実施及び結果分析等の業務	- 各種健診及び検診の委託のため必要な情報の提供 - 各種健診及び検診の受診結果の所属機関への提供 - 保健指導、健康相談に係る産業医等への委託のため必要な情報の提供 - データヘルス計画の策定のため必要な情報の委託先への提供 - データヘルス計画に係る保健事業の実施及び結果分析に必要な情報の委託先又は所属機関への提供	各種健診及び検診事業利用情報（氏名、性別、住所、生年月日、組合員等記号・番号、所属機関の名称、受診機関、受診日、受診費用、受診結果等）、保健指導・健康相談内容 データヘルス計画に係る保健事業利用情報（氏名、性別、住所、生年月日、メールアドレス、組合員等記号・番号、所属機関の名称、事業実施状況、ジェネリック医薬品軽減額通知のために必要な情報、労働安全衛生法に基づく健康診断結果等）
(2)貸付事業関連	(2) 貸付事業関連 貸付の審査・決定、償還額算定、残高管理及び貸付金償還予定表等各種帳票の作成	- 貸付償還金の給与等からの控除・償還等に伴う所属機関及び給与支給機関への情報提供 - 貸付金の送金のために必要な情報の送金委託金融機関への提供	氏名、組合員等記号・番号、給料月額、貸付情報、償還情報

	組合の内部利用に係る事例	他の個人情報取扱事業者等への情報提供を伴う事例	保有個人データの内容
(3) 福利厚生事業 関連	(3) その他組合員の福利厚生のために行う事業関連	・ 団体信用生命保険及び債務返済支援保険に係る加入・適用申込、保険金請求及び脱退等に伴う全国市町村職員共済組合連合会並びに生命保険会社及び損害保険会社への情報提供 ・ 団体信用生命保険及び債務返済支援保険に係る特約保証料等の口座振替処理のために必要な情報の収納代行業者への提供 ・ 貸付債権の保全に係る全国市町村職員共済組合連合会への保全交付金の請求及び債権譲渡等 ・ 貸付債権に係る裁判所又は弁護士等への債権届出等 ・ 福利厚生事業の委託のため必要な情報の提供	組合員情報（氏名、フリガナ、性別、生年月日、職員番号、所属機関の名称、所属コード等）、福利厚生事業利用情報（サービス利用内容、ポイント付与・使用状況等）
(4) 特定健康診 査等	(4) 特定健康診査等関連 ・ 特定健康診査の実施に係る業務 ・ 特定保健指導の実施に係る業務	・ 特定健康診査結果に係る紙媒体等からのデータ化に伴う必要な情報の委託先への提供 ・ 特定健康診査等の実施のため必要な情報の委託先への提供 ・ 特定健康診査情報の国等への報告 ・ 他の保険の加入者となった者の特定健康診査情報の記録の写しの提供 ・ 特定保健指導実施のため必要な情報の委託先及び所属機関への提供 ・ 特定保健指導情報の国等への報告 ・ 他の保険の加入者となった者の特定保健指導情報の記録の写しの提供	特定健康診査記録情報（氏名、性別、住所、生年月日、組合員等記号・番号、続柄、受診機関名、受診日、受診費用、健診結果、問診質問、病歴服薬歴等） 特定保健指導記録情報（氏名、性別、住所、生年月日、組合員等記号・番号、続柄、保健指導実施機関名、実施期間、保健指導費用、保健指導結果等）

事 態 報 告 書

横浜市職員共済組合理事長

年 月 日

個人情報保護管理者

横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程第 14 条第 3 項の規定により、下記の事態について報告します。

記

事態発生日時	場所
原因及び状況	
措 置 事 項	
業務への影響	
そ の 他	

委 任 状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（第27条第2項・第27条第3項）の規定による届出手续に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

委任者連絡先（部署名）

個人情報開示等請求（申出）書

年 月 日

横浜市職員共済組合理事長

【請求等を行う者（☐本人 ☐代理人）】

(フリガナ)
氏名
(フリガナ)
住所
電話番号
組合員等番号等

【本人の氏名・住所等（代理人による請求等の場合に記入）】

(フリガナ)
氏名
(フリガナ)
住所
電話番号
組合員等番号等

横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程第 27 条の規定に基づき、下記のとおり請求等を行います。

記

1. 個人情報記録の件名又は内容
2. 請求等の内容 (1) ☐ 利用目的の通知 (2) ☐ 開示（ ☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 ☐ 電磁的記録の提供） (3) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (4) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (5) ☐ 第三者への提供停止
3. 訂正等・利用の停止等・第三者への提供停止の請求の理由
(注) 1. 該当する ☐ 欄をチェックしてください。 2. 「組合員等番号等」欄には、本人の組合員等番号又は年金証書番号がある場合に記載してください。 3. 請求等の対象となる個人情報の名称又は内容については、できるだけ具体的に記入してください。 4. 請求等される方は、次の書類を提出又は提示してください。 (1) 本人の請求等の場合 本人であることが分かる書類 (2) 代理人の請求等の場合 ア 代理人本人であることが分かる書類 イ 委任状

委 任 状

年 月 日

横浜市職員共済組合理事長

【委任者（本人）】

（フリガナ）

氏 名

印

（フリガナ）

住 所

電話番号

組合員等番号等

【受任者】

（フリガナ）

氏 名

印

（フリガナ）

住 所

電話番号

私は、（受任者氏名）を代理人と定め、横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程第22条第1項の規定による求め又は第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に関する権限を委任します。

第 号
年 月 日

個人情報の利用目的通知書

様

横浜市職員共済組合理事長

年 月 日に申出のありました個人情報の利用目的については、次のとおりですので、横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程第 28 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 個人情報記録の件名

2 利用目的

(問合せ先) 横浜市職員共済組合 課 電話番号

個人情報開示等決定通知書

様

横浜市職員共済組合理事長

年 月 日に請求のありました個人情報の開示等については、次のとおり請求に応じることとしたので、横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程第 28 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 個人情報記録の件名
2 決定の内容 (1) ☐ 開示 (☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付) (2) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (3) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (4) ☐ 第三者への提供停止
3 開示の場合の実施方法・日時等 (1) 実施方法 ☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 (2) 開示の日時等 日時 年 月 日 時 分 場所 横浜市職員共済組合
(注) 1 写しの送付以外の方法で開示する際、本人であることを確認させていただきますので、お越しの際は、この通知書を必ず持参してください。 2 指定された日時が都合の悪い場合、その他不明な点がある場合には、下記まで御連絡願います。

(問合せ先)	横浜市職員共済組合	課	電話番号
--------	-----------	---	------

第 号
年 月 日

個人情報部分開示等決定通知書

様

横浜市職員共済組合理事長

年 月 日に請求のありました個人情報の開示等については、次のとおり請求の一部について応じることとしましたので、横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程第 28 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 個人情報記録の件名
2 請求の内容 (1) ☐ 開示 (☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付) (2) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (3) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (4) ☐ 第三者への提供停止
3 決定の内容
4 開示の場合の実施方法・日時等 (1) 実施方法 ☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 (2) 開示の日時等 日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 場所 横浜市職員共済組合
5 請求の一部について応じない理由
6 請求に応じられるようになる時期 ☐ 以降に再度請求してください。 ☐ 現在、請求に応じられる予定はありません。
(注) 1 写しの送付以外の方法で開示する際に本人であることを確認させていただきますので、お越しの際は、この通知を必ず持参してください。 2 指定された日時が都合の悪い場合、その他不明な点がある場合には、下記まで御連絡願います。

(問合せ先)	横浜市職員共済組合	課	電話番号
--------	-----------	---	------

第 号
年 月 日

個人情報非開示等決定通知書

様

横浜市職員共済組合理事長

年 月 日に請求等のありました個人情報の開示等については、次のとおり請求等に応じないこととしましたので、横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程第 28 条第 1 項の規定より通知します。

記

1	個人情報記録の件名
2	請求等の内容 (1) ☐ 利用目的の通知 (2) ☐ 開示 (☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付) (3) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (4) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (5) ☐ 第三者への提供停止
3	請求等に応じない理由
4	請求等に応じられるようになる時期 ☐ 以降に再度請求等してください。 ☐ 現在、請求等に応じられる予定はありません。
(注) この通知内容に不明な点がある場合には下記へ御連絡願います。	

(問合せ先)	横浜市職員共済組合	課	電話番号
--------	-----------	---	------

第 号
年 月 日

個人情報不存在決定通知書

様

横浜市職員共済組合理事長

年 月 日に請求のありました下記個人情報については存在しませんので通知します。

記

1	個人情報記録の件名
2	不存在の理由
(注) この通知内容に不明な点がある場合には、下記まで御連絡願います。	

(問合せ先)	横浜市職員共済組合	課	電話番号
--------	-----------	---	------

第 号
年 月 日

個人情報開示等決定延期通知書

様

横浜市職員共済組合理事長

年 月 日にありました個人情報の開示等については、次のとおり請求の諾否の決定を延期しましたので、横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程第 28 条第 2 項により通知します。
なお、年 月 日までに決定を行い、速やかに通知します。

記

1 個人情報記録の件名
2 請求の内容 (1) ☐ 開示 (☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付) (2) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (3) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (4) ☐ 第三者への提供停止
3 決定延期の理由
(注) この通知内容に不明な点がある場合には、下記まで御連絡願います。

(問合せ先)	横浜市職員共済組合	課	電話番号
--------	-----------	---	------